

令和3年3月29日

福知山市議会議長 芦田 眞弘 様

教育厚生委員会委員長 中嶋 守

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第140号 福知山市認定こども園条例の制定について
- ・議第141号 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第142号 福知山市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第143号 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第144号 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第145号 福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・議第146号 福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第163号 福知山市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

2 審査の概要

3月10日に委員会を開催し、福祉保健部、教育委員会及び市民病院から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第140号の福知山市立三和こども園の設置について、「1号認定の子どもについて、教育標準時間外の一時的預かりの実施時間と利用料金」を問う質疑があり、「午前7時30分から8時30分が30分ごとに100円、午後2時30分から午後4時30分までが1時間ごとに100円、午後4時30分から午後7時までが30分ごとに100円である」との答弁がありました。続いて、「認定こども園になることで一時的預かり料が増えることはないか」を問う質疑があり、「公立幼稚園、公立保育園と料金を統一しているため、公立の認定こども園になることで料金が変わることはない」との答弁がありました。

次に、議第141号の個人番号の利用等における特別支援教育就学奨励事業に

係る事務の追加について、「保護者は必ずマイナンバーの提供が必要になるのか」を問う質疑があり、「マイナンバーを提供いただいた場合は地方税関係情報などを照会できるため、必要書類を整えるための申請者の負担が軽減されるが、マイナンバーを提供されない場合でも、課税証明等の必要書類を提出いただければ、申請手続きは出来る」との答弁がありました。

次に、議第146号の市立福知山市民病院の診療科目名の変更について、「神経内科を脳神経内科に名称を変更する理由」を問う質疑があり、「神経内科が脳卒中や認知症などの頻度の高い疾患を専門的に診療する科であることが広く知られていない現状があり、患者さんが神経内科を受診しようとするタイミングが遅れるといった問題も指摘されている。このため、診療内容が理解されやすいように日本神経学会において診療科名が変更されたことを受け、本院も準じて変更することとした」との答弁がありました。

次に、議第163号の保育所条例から菟原、三和、川合保育園を削除することについて、「休園中の菟原、川合保育園を廃園する過程は必要ないのか」を問う質疑があり、「市立三和こども園の開設に伴って、休園扱いとしていた菟原、川合保育園を閉じることについては、地元から一定の理解をいただいております。今後は普通財産として、地元と跡地の利活用を考えていくことになる。また、利活用の方角性がある程度見込まれた段階で、京都府に対して廃園の手続きを行っていくことになる」との答弁がありました。

3 審査結果

- ・議第140号 全員賛成で原案可決
- ・議第141号 全員賛成で原案可決
- ・議第142号 全員賛成で原案可決
- ・議第143号 全員賛成で原案可決
- ・議第144号 全員賛成で原案可決
- ・議第145号 全員賛成で原案可決
- ・議第146号 全員賛成で原案可決
- ・議第163号 全員賛成で原案可決